

■指導行政のポイント

“通知表”の記入ミス

菱村 幸彦

神奈川県下の小・中学校で、通知表の記入ミスが大量に発覚したことが社会問題となっている。

あまりの杜撰さに驚く

新聞報道によると、小田原市教委が確認した通知表の記入ミスは、市立小・中学校 23 校、児童・生徒 500 人に及ぶという。また、横浜市でも市立学校 119 校、児童・生徒 1,371 人の通知表で記載ミスが見つかったと報道されている。

記入ミスのほとんどは、通知表作成用パソコンの入力時の操作ミスというが、ほかにパソコンソフトで作成した計算式に誤りがあったり、教科ごとの評価項目を間違えていたりするなど多様なミスが発覚している。なかには、日常の出欠席管理がいかげんだった事例、提出物を出しているのに「未提出」と記載した事例、通知表の表紙と中身で児童名が違っていた事例なども報告されており、そのあまりのずさんさに驚く。

通知表の記載ミスは、コンプライアンス違反として看過できない問題である。コンプライアンス (compliance) とは、「法令遵守・倫理遵守」を意味する言葉であるが、企業がコンプライアンスに反すると、消費者、顧客、取引先、株主、社員等の利害関係者 (ステーク・ホルダーという) の信頼を失い、その結果、社会的信用を失墜し、経営破綻に陥るおそれがあるため、不祥事が起こらないように、日ごろから社員にコンプライアンスを徹底する努力をしている。

こうしたコンプライアンスの考え方は、企業のみに限らず、行政 (学校も含む) においても厳しく問われる。むしろ行政は公共性が高いだけに、民間企業以上にコンプライアンスが重要視されるというべきであろう。

学校のステーク・ホルダーは、児童・生徒、保護

者、教職員、地域社会、教育委員会、同窓会、入学予定者、教員志望者など多岐にわたるから、教師のコンプライアンス違反が及ぼす影響は深刻である。

コンプライアンス違反の不祥事

今回、通知表記載ミスが発覚したのは、保護者や児童から「通知表に間違いがあるのでは？」との指摘がきっかけだったというが、通知表の記載ミスは、直接的に児童・生徒と保護者の不信を招くことになる。通知表にミスがあるなら、指導要録や内申書にもミスがあるのでは、と不安になろう。

それにしても、なぜ、こんなに多くのミスが発生したのか。その背景には、教員の多忙化もあるだろうが、基本的に教員が通知表の重要性を軽く考え、緊張感を欠いたまま作成に臨んだことに最大の原因があるのではないか。

通知表は、指導要録や調査書 (内申書) とは異なり、法令上の規定はない。しかし、通知表は、学校と家庭との連絡の手段および児童・生徒の学習の動機づけとして、広く学校慣行として作成されている重要文書である。どこの学校でも、通知表には、担当者印だけでなく、校長印を押すのが通例となっているが、これは校長の責任の下に、学校が父母に出す重要な公文書であることを意味している。

その重要文書をずさんに作成したことは、教育公務員としての職務専念義務 (地公法 35 条) 違反あるいは信用失墜行為の禁止 (同 33 条) 違反となるおそれがある。仮に法令違反とまでいえないとしても、教職の倫理に反することは明白である。いずれにしても、通知表の記載ミスは、スクール・コンプライアンス違反として、厳しくその責任が問われるべきであろう。

(ひしむら・ゆきひこ＝(財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長)

★本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●好評発売中！

東日本大震災後の学校防災と学校の危機管理諸問題への対応！

《管理職演習》学校防災・危機管理の最新法律問題

菱村 幸彦 (国立教育政策研究所名誉所員)【編】

A5判 200 頁 / 定価 2310 円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください (24 時間受付・即日発送)